

島根県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

1 改正要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用する条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条ずれが生じた引用条項を整理するもの。
- (2) その他文言整理を行うもの。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日